



分譲地
販売促進

特別キャンペーン

〈分譲地定住促進等助成制度〉

坂城町土地開発公社の住宅分譲地は、どこも良質な環境に恵まれ、マイホーム用の土地をお探しのあなたに合った物件がきっと見つかります。

令和2年4月からは、多くの分譲地の価格を値下げし、一層お求めやすくなっています。



1

分譲地紹介謝礼金 1件 10万円！

ご紹介を受けたお客様が公社分譲地をご購入いただくと、ご紹介者に紹介謝礼金として10万円を差し上げます。

《お手続き》

分譲地の所有権移転登記が完了後3カ月以内に謝礼金交付申請書を提出してください。申請書には、購入者の確認印も必要となります。

紹介者は、購入者と同居の方でない成年の方であれば、親子・兄弟などは問いません。

2

湯さん館年間利用券贈呈 7万4千円 相当！

分譲地をご購入いただいた方には、もれなく町の日帰り温泉施設「びんぐし湯さん館」の年間利用券2名分（7万4千円相当）を差し上げます。ご家族そろってゆっくりおくつろぎください。

《お手続き》

分譲地の所有権移転登記完了時に差し上げます。手続きは不要です。ご希望により、相当額分の優待券にも変更が可能です。

3

転入促進助成金 1戸 30万円！

公社分譲地に町外から転入し、1年以上居住されたご世帯には、転入促進助成金として30万円を差し上げます。

《お手続き》

助成金の交付には、分譲地の所有権移転後3年以内の住民登録と継続して1年以上の居住が必要となります。

住民登録から1年経過後、3か月以内に助成金交付申請書を提出してください。申請には住民票謄本と納税証明書が必要となります。

4

子育て支援助成金 未成年者1人 20万円！

分譲地に転居されたご世帯で、転居時に未成年の方がいる場合は、子育て支援助成金として未成年者お1人当たり20万円を差し上げます。

《お手続き》

助成金の交付には、分譲地の所有権移転後3年以内の住民登録と継続して1年以上の居住が必要となります。未成年者は住民登録時の年齢とします。

住民登録から1年経過後、3か月以内に助成金交付申請書を提出してください。申請には住民票謄本と納税証明書が必要となります。

5

固定資産税助成金 初年度の 税金を助成！

取得された分譲地と住宅に初めてかかる固定資産税の相当額を助成します。土地と建物の納税者や初めての課税年度が違って、それぞれに助成しますので安心です。

《お手続き》

初年度の税金を納期限内に完納した後3カ月以内に、納税証明書と課税明細書を添えて助成金交付申請書を提出してください。

坂城町土地開発公社

〒389-0692

長野県埴科郡坂城町

大字坂城10050番地

TEL：0268-82-3111(代)

FAX：0268-82-8307

E-mail：tochi-kosha@town.sakaki.nagano.jp



好評分譲中